

関係各位

東京都立東大和療育センター分園よつぎ療育園
園 長 玉木 久光

よつぎ療育園の外来診療体制について

平素から当園の事業運営にご理解とご協力を賜りありがとうございます。よつぎ療育園では、限りある療育資源の有効活用、持続的、安定的な施設運営の必要上、重症心身障害児者施設としての設立趣旨を踏まえた、以下のような外来診療体制で運営を行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

1 新規患者様の受付について

- (1) 対象の方:原則として、当園周辺地域にお住まいの重症心身障害児者^{注)}の方のうち、
 - ① 就学前の方で、当園での幼児通所または運動機能訓練をご希望の方
 - ② 特別支援学校卒業、または、卒業予定者のうち、当園の成人通所(生活介護)利用をご希望の方を中心におこなっています。詳しくはかかりつけ医療機関の MSW などの患者支援担当者を通じて当園 MSW にお問い合わせをお願いします。
- (2) 受付方法
 - ① 就学前の方は、かかりつけ医療機関の主治医の先生に当園受診(通所、リハビリ)の了承を得てください。その後、かかりつけ医療機関の MSW などの患者支援担当者から当園 MSW にお問い合わせをお願いします。その際に患者様の状態をお伺いし、受入の検討を行います。
 - ② 成人通所(生活介護)ご利用希望の場合は、関係行政機関や特別支援学校と連携を取りながら進めます。ご利用についてのお問い合わせ、ご質問は当園 MSW までお願いいたします。

2 再診の外来診療体制について

- (1) 重症心身障害児者^{注)}のうち、
 - ① 当園において薬物療法などを実施中の方の日常健康管理
 - ② 乳幼児のリハビリテーションを中心に診療をおこなっています。各種診断書もこれらの患者様を対象に作成を行っています。
- (2) 円滑な通所運営のために、外来診療は完全予約制で行っています。予約外の診療や発熱などの感染症診療は困難であることへのご理解とご協力をお願いします。

3 診療情報提供書、受診状況等証明書(障害年金)の交付について

診療情報提供書や受診状況等証明書が必要な方はお申し出ください。なお、過去の診療録追跡、書類作成にはかなりの時間を要しますので、余裕をもってお申込みをお願いいたします。

注) 重症心身障害児者とは、単独での移動能力がなく、重度の知的障害をともなった重複障害児者のことを指します。専門的には大島分類の 1～4 に相当する方を指します。